

社会福祉法人恵順会

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人恵順会(以下「当法人」という。)の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員等の報酬等に関し必要な事項を定めるためのものである。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員 理事及び監事をいう。
- (2) 役員等 役員、評議員及び評議員選任・解任委員をいう。
- (3) 報酬等 報酬及び功労金をいう。
- (4) 費用 職務執行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む。)、手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものをいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対して、職務執行の対価として、報酬等を支給する。ただし、当法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員及び評議員選任・解任委員に対しては、報酬等は支給しない。

(報酬の支給基準)

第4条 役員等に対する報酬の額は、別表第1に定める額とする。

- 2 理事長に対する報酬の額は、別表第2に定める額とする。ただし、理事長が、別表第1に掲げる会議等へ出席する場合であっても、前項の報酬等はこれを支払わないものとする。

(功労金の支給基準)

第5条 理事長は、在任期間中、特に功労があったと認められる役員等で、原則として役員等であった期間が20年以上ある者に対し、理事会の決議を経て別表3に規定する額を上限として功労金を支給することができる。

- 2 前項に該当する役員等が死亡した場合は、遺族に功労金を支給する。

(支払方法)

第6条 理事長に対する報酬の支給時期は、毎月1日(その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は繰上げ支給)とする。

- 2 役員等に対する報酬は、理事会、評議員会等の会議への出席の都度、支給する。
ただし、別表第1に掲げる会議等を同日に行ったときは、これを支給しない。
- 3 功労金は、都度理事長が決定する。
- 4 報酬等は、現金又は銀行口座振込により支給する。
- 5 報酬等は、法令の定めるところにより控除が必要な額を控除して支給する。

(費用)

第7条 役員等が職務執行にあたって費用を要する場合は、社会福祉法人恵順会役員等の費用弁償に関する規程に基づき、所定の額を支給する。ただし、本規程に基づき、報酬等を支給する場合を除く。

(公表)

第8条 社会福祉法の第59条の2第1項第2号の規定による報酬等の支給基準の公表は、この規程を公表することにより行うものとする。

(規程の変更)

第9条 この規程の変更は、評議員会の承認を受けて行うものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から実施する。

令和2年4月1日一部改訂

令和4年2月14日全面改訂

別表第1(第4条関係)

区分	報酬の額
理事会への出席	
監査会への出席	
評議員会への出席	日額 3,000 円
評議員選任・解任委員会への出席	

別表第2(第4条関係)

役職名	報酬等の月額
理事長	日額 5,000 円

別表第3(第5条関係)

役職名	功労金の額
理事長	500,000 円
役員等	200,000 円

※理事長は、在任期間中、特に功労があったと認められる役員等で、原則として役員等であった期間が20年以上ある者に対し、理事会の決議を経て上表に規定する額を上限として功労金を支給することができる。